

香芝市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

香芝市長 福岡 憲宏

## 香芝市条例第16号

### 香芝市介護保険条例の一部を改正する条例

香芝市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 32,760円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 49,320円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,680円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 64,800円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 72,000円

(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「17,640円」を「20,520円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「29,400円」を「34,920円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「41,160円」を「49,320円」に改める。

第6条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第9号まで」を「第12号まで」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。